２０２３年4月２０日

会員の皆様へ

敦賀信用金庫
理事長　坊　栄二

長期間所在が不明である会員の除名手続きについて

当金庫は、２０２３年６月に開催する総代会（開催予定：２０２３年６月１５日（木））において、当金庫定款第１５条の規定に基づき、長期間所在が不明である会員の方（以下、「所在不明会員」といいます。）の除名の決議を行なうことといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

つきましては、除名決議の対象者に該当する心当たりがある方で除名を希望されない場合には、２０２３年５月２２日（月）までに、会員様ご本人が、ご本人であることを確認できる書類を当金庫本支店の窓口にご持参のうえ、届出住所等の変更手続きを行って頂きますようお願い申し上げます。

記

１.「所在不明会員」とは、以下の要件をすべて充足し、かつ当金庫が除名することが適当と判断させていただいた会員の方とします。

①２０１８年４月から２０２３年３月末にかけて当金庫の事業を利用していない方。

②２０２３年３月以前に当金庫の通知又は催告が５年以上継続して到達しなかった方。

③当金庫への届出住所等に所在していないことが確認できた方。

＊当金庫の定款別表４第５項及び附則では、「５年以上継続してこの金庫事業を利用せず、かつこの金庫がその会員に対してする通知又は催告が５年以上継続して到達しないとき」など一定の要件に該当する場合には、総代会において除名できるとされています。

２．信用金庫法及び当金庫定款の定めるところにより、除名対象者の方は、総代会において弁明をすることが出来ます。

３．除名により脱退となる会員の方は、上記総代会の翌年の４月１日以降にご請求いただければ出資金の払戻しをいたしますので、ご本人であることを確認できる書類をご持参のうえ、当金庫本支店の窓口までご相談ください。また、再加入を希望される方もこれと同様に、当金庫本支店窓口までご相談ください。

ただし、脱退した方に当金庫に対する債務がある場合には、当該債務と出資金の相殺または当該債務を完済するまでその払戻を停止いたしますのでご注意ください。

以上

【お問合せ先】
敦賀信用金庫　本支店
もしくは　総務部（電話：0770-22-9430）